

「家庭教育支援チーム」登録制度について（要綱）

平成22年3月17日
地域学習推進課長決定
令和2年3月2日最新改正

1 趣旨

都市化や核家族化、ひとり親家庭や共働き家庭の増加、地縁的つながりの希薄化等を背景として、家庭教育を支える環境が大きく変化する中、子育てに悩みや不安を抱えつつ、自ら学びや相談の場にアクセスすることが困難な家庭など、支援が届きにくい家庭も存在し、また、児童虐待や不登校など、子供の育ちをめぐる課題も懸念され、社会全体での家庭教育支援の必要性が高まっている。

こうした中、子供たちの健やかな育ちを支え、すべての保護者が安心して家庭教育を行うことができるよう、地域において主体的に家庭教育支援の取組を行う「家庭教育支援チーム」の設置促進とともに、各地域の取組状況の把握や効果的な事例の収集・情報発信による全国の様々な地域における家庭教育支援の取組の活性化促進に資するため、文部科学省として、家庭教育支援チームの登録制度を設ける。

2 登録要件

地域の多様な人材を中心に組織し、保護者への家庭教育支援の取組を行う家庭教育支援チームであり、次の（1）から（5）までの要件をすべて満たしていること。

（1）具体的な取組内容として、家庭教育の自主性を尊重しつつ、以下のア～エのいずれか又はこれらを組み合わせた取組を行うものであること。

ア 保護者等への学びの場の提供

保護者等に対する主体的な「学び」と「育ち」に関する学習機会の提供や情報提供、相談対応等

イ 保護者等への地域の居場所づくり

地域資源を活用した親子参加型の体験型プログラムの実施・情報提供や日常的な交流の場の提供等

ウ アウトリーチ型家庭教育支援（※保護者の居場所に出向いて届ける支援）

保護者の居場所（自宅や学校、企業等）に出向いての情報提供や相談対応等

エ その他、取組の目的・内容等が家庭教育支援に資するもの

（2）継続的な取組を行うものであること。

（3）営利を主たる目的とした活動を行うものでないこと。

（4）特定の宗教的色彩の強い活動を行うものでないこと。

（5）その他、家庭教育支援チームとして登録すべきでない特段の事情がないこと。

3 登録申請

登録しようとする家庭教育支援チームは、登録申請書に必要事項を記載し、活動や取組の内容が分かる資料を作成している場合は当該資料を添付の上、当該チームの活動拠点が所在する市区町村の担当者へ提出すること。

当該市区町村の担当者は、提出された申請書及び添付資料について、上記2の登録要件をすべて満たしているか確認した上で、都道府県の担当者を経由して（指定都市の場合は直接。以下同様。）文部科学省へ提出すること。

4 確認

文部科学省は、申請チームの取組が上記2の登録要件をすべて満たしているか確認を行う。

5 登録

- (1) 文部科学省は、上記4に係る確認の結果、申請チームの取組が上記2の登録要件をすべて満たしていると判断できるときは、家庭教育支援チームの登録を行うとともに、上記3の登録申請のあった都道府県及び市区町村の担当者を経由して、確認の結果を申請チームに通知する。
- (2) 登録期間は、登録日から翌々年度の3月31日までとする。
- (3) 文部科学省は、登録した家庭教育支援チーム（以下「登録チーム」という）から、必要に応じて活動の内容等の情報を求めることができる。
- (4) 登録チームは、上記5（3）の求めがあった場合には、求めに応じて情報を提供することとする。

6 ロゴマーク

- (1) 文部科学省は登録チームに対して、別に定める家庭教育支援チームのロゴマークを提供するものとする。
- (2) 登録チームは、上記6（1）のロゴマークを当該登録チームの広報や活動に使用することができる。
- (3) 登録チームであった家庭教育支援チームが登録チームではなくなった場合、上記6（1）のロゴマークを廃棄しなければならない。

7 広報・情報提供等

文部科学省は、登録チームの概要（チーム名、活動拠点、活動内容等）をホームページにて公表するとともに、リーフレット等に掲載するなど、広く周知するほか、全国の様々な地域における家庭教育支援の取組の活性化に資する様々な情報を提供するものとする。また、登録チーム同士の交流を促進するため、必要に応じて、意見交換の機会を設けることとする。

8 登録の取消し

登録チームが上記2の登録要件を満たさなくなったとき、又は、本制度の趣旨に反する行為をしたときは、文部科学省は、その登録を取り消すことができる。取り消したときは、当該チームの行政担当窓口が所在する都道府県及び市区町村の担当者を経由して、その旨を当該チームに通知する。

9 変更及び更新

登録チームにおいて、申請書の記載事項に変更が生じた場合、又は、上記5(2)の登録期間が満了する場合は、申請書に必要な事項(変更の場合は変更事項のみ、期間満了の場合は全ての事項)を記載の上、当該チームの行政担当窓口が所在する市区町村及び都道府県の担当者を経由して、速やかに文部科学省へ提出すること。

なお、上記申請書(変更及び更新)に記載した事項のうち、活動内容(申請書(2)③)に変更が生じる場合には、事前に上記3に準ずる申請を行い、上記5(1)に準ずる登録要件を満たしている旨の文部科学省の確認を得ること。

10 所掌

本制度に関する事務は、文部科学省総合教育政策局地域学習推進課家庭教育支援室で所掌する。

11 その他

- (1) 文部科学省の家庭教育支援に関する補助事業又は委託事業を活用した家庭教育支援チームについては、上記6及び7を準用する。この場合において、当該チームは登録チームとみなす。
- (2) この文書に定めるもののほか、必要な事項は文部科学省総合教育政策局地域学習推進課家庭教育支援室が別に定める。
- (3) この改正は、令和2年3月2日より適用する(令和2年3月2日改正)。